

## 会津若松市復興推進計画

平成28年10月17日

福島県会津若松市

### 1. 計画の区域

会津若松市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日の東日本大震災は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、また原子力発電所事故に起因する風評被害により、本市の基幹産業である観光業、農業に深刻な影響が生じているところである。これらに対しては様々な風評被害対策を講じてきたところであるが、未だに県外からの教育旅行は、震災前と平成27年とを比較して64.7%に留まるなど、地域経済に影響を及ぼしているところである。

また、本市の中核的産業である製造業においては、震災前の平成22年と比較して製造品出荷額が9.9%減少しており、特に主要分野である電子部品・デバイス・電子回路製造業においては、製造品出荷額は、平成22年の62,054百万円に対し、平成26年は29,662百万円にまで減少している状況にある。

こうした中、本市の中核的産業を担う立地企業の工場増設並びに製造設備の増強に向けた支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るものである。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的産業の一つである電子部品・デバイス・電子回路製造業を担う立地企業の設備投資等への支援を通じて、本市の産業、地域資源等の優位性を活かした経済活力再生を図り、安定した雇用の確保を促進する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

会津コスモス電機株式会社（以下「対象事業者」という。）が本市の門田町工業団地並びに徳久地区（徳久工業団地）において第2工場の新設及び既存工場に設備を増設するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における電子部品・デバイス・電子回路製造業は、製造業の製造品出荷額で第 3 位、雇用人数で第 2 位を占める中核的産業である。その産業構造は、大手半導体メーカーで大半を占めているが、その工場の再編等により、近年、製造品出荷額は大幅に減少し、それに伴い、雇用の確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、対象事業者は、約 40 年前に温調器不要の自己温度制御型ヒーターを開発し、車載用フィルムヒーターの国内製造唯一のメーカーとして長年に渡って本市における雇用の確保、地域経済の活性化に貢献してきたところである。今般、対象事業者において自動車の衝突防止カメラに採用される新技術・製品を開発したところであり、これは衝突防止システム、さらには自動運転化技術の発展に大きく貢献し、高い将来性が期待される。よって、その生産工場の増設並びに製造設備の増強により、量産体制を確立することで、製造品出荷額において 2,000 百万円の増、及び 20 人の雇用増加が見込まれる。

このことから、本計画の目的である「本市の中核的産業を担う立地企業の工場増設並びに製造設備の増強に向けた支援することにより、本市の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 東邦銀行

株式会社 福島銀行

会津信用金庫

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 4 4 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、自動車関連産業における電子部品・デバイス・電子回路製造業として、車載用フィルムヒーターの国内唯一の製造工場として長年に渡って本市において操業してきたところであり、当該計画の実施により、自動車産業における新たな技術発展に貢献することが見込まれるものであり、また、東北地方における自動車部品サプライチェーンの強化に寄与することが期待されるところである。

こうしたことから、地域経済の活性化、並びに雇用機会の拡大に貢献することにより、本市の活力の再生に寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、会津若松市、株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、会津信用金庫及び対象事業者で構成する会津若松市復興・再生推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。